

3 令和2年度国民健康保険料率（案）

令和2年度の国民健康保険事業特別会計の単年度収支についても、現時点の当初予算ベースでは赤字が見込まれるが、下記理由により保険料率を据え置くこととしたい。

○前年度からの繰越金を運用することにより、基金を取り崩すこと無く、令和2年度の国民健康保険事業特別会計の予算編成は可能であると考え。

○被保険者の負担増を避ける観点からも保険料率を据え置くこととしたい。

なお、被保険者の高齢化により保険給付費の増が見込まれ、これに連動して県に納付する国民健康保険事業費納付金の引上げが予測されることから、引き続き、保険料の見直しについて検討していく。

参考

賦課総額の算出方法

国民健康保険事業は、独立採算の特別会計による運営が義務付けられており、運営に要する費用は、保険給付費等の支出額から収入額を差し引いた不足額を、受益者である被保険者が保険料として負担することで運営されている。

賦課総額は、次の算式により算出

支出見込額		収入見込額	
<ul style="list-style-type: none">・ 保険給付費・ 事業費納付金・ 保健事業費・ その他	—	<ul style="list-style-type: none">・ 県支出金 （保険給付費等交付金）・ 一般会計繰入金・ その他	= 賦課総額

4 政令改正に伴う制度改正

(1) 令和2年度賦課限度額（案）

賦課限度額の引き上げ

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	計
現行	61万円	19万円	16万円	96万円
改正後	63万円	19万円（改正無）	17万円	99万円

(2) 令和2年度軽減判定所得

- ・ 5割軽減 現行 $33万円 + 28万円 \times \text{被保険者数}$
改正後 $33万円 + 28.5万円 \times \text{被保険者数}$
- ・ 2割軽減 現行 $33万円 + 51万円 \times \text{被保険者数}$
改正後 $33万円 + 52万円 \times \text{被保険者数}$

参考

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

改正内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げることとした。
なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引き上げ幅や引き上げ時期を判断することが可能である。
- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げることとした。
- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。

施行期日

令和2年4月1日